

重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ

市町村地域福祉計画と重層的支援体制整備事業実施計画の関係性

- 市町村地域福祉計画は、各分野の事業計画の上位計画として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉各分野における共通的事項」や「地域課題を解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を記載することとされている。（法第107条第1項）
- 重層的事業は、市町村の包括的支援体制を構築するための一手法として創設するものであるため、重層事業実施計画の策定ガイドラインでは、地域共生社会の理念等に関する事項等の共通部分については、地域福祉計画に記載し、重層事業の実施のために必要な固有の事項に特化した内容としている。

※市町村においても、包括的な支援体制の整備に関する基本的な考え方等は地域福祉計画に記載し、重層的事業の実施計画は、地域福祉計画に付随する計画等として、具体的な事業実施内容に関する事項を記載することが想定される。

【各種関連計画の関係イメージ図】

